

煙霧機貸出の流れ

1. 申請

事前に電話等で日程を予約しておくか、窓口等で日程を確認し「様式1号（第4条関係）煙霧機貸出申請書」を貸借予定日の10日前までに提出する。

※承認が必要なため、急な貸出には対応できません。

☆期間について☆

貸出期間は原則1日だが、土日に使用する場合は、その前日の開庁日から次の開庁日となる。

2. 受取 ※受取時間厳守！！

受け取りの前に環境課窓口において「様式2号（第5条関係）貸出承認書」を受け取り、薬剤散布作業員から煙霧機の操作方法や注意事項等説明を受けること。

3. 返却 ※返却時間厳守！！

返却時に環境課窓口において貸借の際に受け取った「貸出承認書」の「返却日」欄に環境課職員より返却日時・受取者・押印をもらう。

職員は、返却証明として承認書のコピーを取り、原本は申請者へ渡すこと。

☆ 使用者の注意 ☆

◎使用する周囲の住民等へあらかじめ使用する旨の説明を行うこと。

使用の際は取扱責任者のもと、注意を払って使用すること。

◎転貸または借用の目的外に使用しないこと。

◎借用中の破損等については、使用者の負担となる。